

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行									
別表			別表									
区 分		使用料（1時間につき）		使用料								
		昼 間	夜 間	午 前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2		
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後4時から午後6時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで		
屋内運動場		330円	520円	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円		
教室（1教室につき）		80円	170円	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円		
校 庭		200円	340円	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円		
集会施設	大	1,020円	1,160円	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円		
	小	200円	230円	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円		
柔 道 場		440円	560円	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円		
剣 道 場		440円	560円	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円		

備考

- 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。
- 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間」の使用料の額とする。

区 分		午 前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2
屋内運動場		990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円
教室（1教室につき）		240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円
校庭		600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円
集会施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円
柔道場		1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円
剣道場		1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円

備考

- 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。
- 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額の5割相当額とする。

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の学校の施設の使用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区立学校施設使用条例の規定の例により行うことができる。